

## 3 労働組合の運営

### (1) 組合員の権利と義務は

労働組合は、民主主義を根本精神とするものでなければなりません。この労働組合の民主主義は組合員みんなの自主的な意思に基づいて組合の運営が行われるところにあります。

労働組合は、労働者が自分たちの労働条件などをよりよいものにするためにつくられる団体で、組合員全員のもので、組合員のために、組合員によって運営されなければならないのは当然です。しかし、組合員が組合のことに無関心で、一部の人間にその運営を任せておくようなことも時々見受けられます。これでは民主的な労働組合とはいえません。労働組合が民主的であるためには、まず、組合員全員が組合に関心をもち、組合のことを自分で考え、積極的に組合活動に参加していくといった態度が必要なのです。

そこで、組合員が組合の運営に参加して、組合員の考えや意見を組合活動によく反映するために、組合員にはいろいろな権利が与えられています。また、権利には義務が必ず伴います。与えられた権利を正しく主張し、守るべき義務を誠実に守ることは民主主義の第一歩といえましょう。

組合規約に定められている組合員の権利、義務には次のようなものがあります。

### ア 組合員の権利

- (ア) 組合のすべての活動に参加し、また、組合の利益を受ける権利
- (イ) 組合のすべての問題に意見を述べ、決議に参加する権利
- (ウ) 役員を選挙し、役員に選挙される権利
- (エ) 正当な審問手続きを経ずに、除名、権利停止などの制裁処分を受けない権利
- (オ) 役員を弾劾する権利
- (カ) 会計監査を求め、組合の会計帳簿を検査する権利
- (キ) 役員の実績、執行機関の執行状況について報告を求める権利
- (ク) 制裁処分について弁明や不服を申し立てる権利

### イ 組合員の義務

- (ア) 組合の綱領や規約を守る義務
- (イ) 組合の決議や指令に従う義務
- (ウ) 組合の発展に協力する義務
- (エ) 組合の会議に出席し、議決に加わる義務
- (オ) 組合の役員に選ばれた場合、正当な理由なく就任を拒まない義務
- (カ) 組合の統制に服する義務
- (キ) 組合費その他の賦課金を納める義務

## (2) 労働組合同規約には

労働組合は、多くの労働者が集まってつくるものですから、その組織や運営の仕方など労働組合の重要なことを定めておかなければなりません。この組合の自治的な規則が組合同規約で、労働組合の憲法ともいわれるもので組合にとって欠くことのできない大切なものです。

労働組合は自主的な団体ですから、組合同規約も組合員の意思によって自由に決められるべきなのですが、労働組合法は組合の運営が民主的に行われることを保障するために、民主的な労働組合として備えなければならない項目を9項目あげ、これらの項目を必ず組合同規約に定めることを求めています。そして、これらの要件を欠く組合は、労働組合法に定められている手続きに参加できないこととされています。

### 組合同規約の記載事項

ア 組合の名称

イ 主たる事務所の所在地

ウ 組合員は、組合すべての問題に参加することができ、また平等な取扱いを受ける権利を有すること。

エ どんな人でも、あらゆる場合に、その人の人種、宗教、性別、門地又は身分を理由に組合員としての資格を奪われないこと。

オ 組合の役員は、組合員の直接無記名投票で選挙すること。ただし、連合体や単位組合でも全国にわたるような組合の役員は、単位組合の組合員が直接無記名投票で選挙した代議員の直接無記名投票による選挙で選んでもよいこと。

カ 大会（総会）は、毎年1回以上開催すること。

キ すべての財源とその使いみち、主な寄

附者の氏名、現在の財産状態を知らせるために、会計報告を毎年1回以上組合員全員に発表すること。その際には、組合員全員の意思によって委嘱された、職業として会計監査をする資格のある人の正確であるとの証明書を添えなければならないこと。

ク ストライキを始めるかどうかは、組合員（特に大きな組合の場合には組合員の直接無記名投票で選ばれた代議員）の直接無記名投票で決めなければならないが、ストライキを始めるには、有効投票数の過半数の賛成が必要なこと。

ケ 規約の変更は、組合員の直接無記名投票で決め、組合員総数の過半数の賛成がなければならないこと。連合体や単位組合でも日本全国にわたるような大きな組合については、組合員が直接無記名投票で選んだ代議員の直接無記名投票で、代議員総数の過半数の賛成で決めてもよいこと。

### (3) 労働組合の統制を保つためには

労働組合が組合としての機能を十分に発揮するためには、まず、組合員の一致した行動が伴わなければなりません。それには、組合員全員の納得を得て、組合員全員が守れる組合の指針を定めると同時に、組合の決定などに違反した組合員に対しては、その責任を追及し、適切な制裁を加えることが必要となるのです。

この組合員に対する制裁は、組合員の地位についての重大問題ですから、制裁事由、制裁の種類、制裁の手続きなどについては、規約に定めておくことが大切です。

#### ア 制裁事由

一般に、制裁事由として、「組合員として不適当な行為をしたとき」というように抽象的な定めをしている例がありますが、できる限り具体的に定めておくことが、組合員の権利を守るためにも必要です。

次にその例を挙げてみましょう。

- 組合規約や綱領に違反したとき
- 組合の統制に違反したとき
- 組合の名誉を傷つけたとき
- 組合の決議や指令に違反したとき
- 組合員としての義務を怠ったとき
- 正当な理由なく組合費を長期間納めないとき
- 組合に損害を与えるような行為をしたとき
- 組合の営む事業の運営を妨害したとき

#### イ 制裁の種類

制裁には、除名、権利の停止又は制限、戒告が普通です。

「除名」は処分の中で最も重く、組合から除名されると、ユニオンショップ協定がある場合は解雇されることとなります。

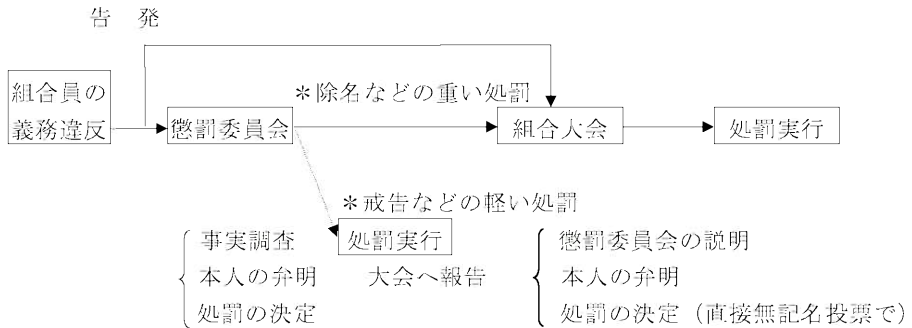
「権利の停止又は制限」とは、違反者が組合員としてもっている選挙権、被選挙権、議決権などの権利を一定の期間停止したり制限することであり、「戒告」は違反者の注意を促す軽い処分です。

#### ウ 制裁の手続き

制裁は組合員の権利に大きな影響を及ぼしますから、その手続きは十分に民主的な内容のものでなければなりません。そのためには、制裁処分の審理や決定を組合員みんなの意思が反映される総会の決議によることとし、十分な討論を尽くし、また、本人に十分な弁明の機会を与えるように審理の手続きを定めましょう。

処分の決定機関として、総会のほかに懲罰委員会（審問委員会）を設けたり、執行委員会で行う例も見られますが、除名、権利停止などの組合員の権利に重大な影響を与える処分は、すべて総会の決議によることとするのが妥当です。ただ、戒告のように軽い処分については、懲罰委員会などの特別の機関によって審理し、決定するのもよいでしょう。

## 制裁手続き例



### (4) 役員 の 弾劾 は

組合の役員は、大会などで決定された意思を忠実に執行するための機関ですが、この役員が義務を果たさなかったり、越権行為をしたりしたときには、その責任を追究されることになります。この役員に対する処分のうち、停職と解任については、役員の地位を不安定なものにしますし、また、役員は組合員の意思で選ばれるのですから、その手続きは特に民主的であることが必要です。

こうした手続きについては、例えば、組合員の10分の1以上とか、20分の1以上の要求があった場合には投票によって決めることとするなど、具体的に定めておき、また、処分の可否は組合員の直接無記名投票によることが望ましいでしょう。

### (5) 組合の機関には

労働組合の運営は、決議と執行と監査とによって行われ、それぞれ議決機関、執行機関、監査機関に分担されます。

### ア 議決機関

議決機関は労働組合の意思を決定する機関で、最高議決機関としての大会（総会）と二次的議決機関としての中央委員会等があります。二次的議決機関は組合員の数が非常に多いとか、職場が広く分散しているために、しばしば大会を開くことが難しい場合に設けられる機関で、組合員何名につき1人という割合で選出された中央委員等で構成され、大会から委任されたこととか、規約に定められたことについてだけ決議をすることができます。なお、このような事情のない組合では設置する必要はなく、組合運営上のすべてのことは大会で決めることにするのが適当です。

#### (ア) 大会

大会は、組合員全員で構成される意思決定機関で、組合員の考えはこの大会での討論を通じて組合活動に反映されるのですから、組合の最高の議決機関といわれます。

大会には、開催の時期をあらかじめ定めておく**定期大会**と、執行委員長（組合

長)が必要であると認めるとき、又は執行委員会や組合員の何分の1かの要求があったときに開かれる**臨時大会**があります。

定期大会は毎年少なくとも1回は開かなければならない(労働組合法第5条第2項第6号)とされています。

大会は執行委員長(組合長、支部長)が招集するのが普通です。また、大会の招集に際しては、開催日の何日か前に討議の議題を組合員に通知して、組合員が自分の考えをまとめる余裕を与えるようにしている例が多いようです。

#### (イ) 大会の決議事項

大会は組合最高の議決機関ですから、組合にとって大切なことは、すべて大会の決議によって決めるようにしなければなりません。労働組合法が特に大会で決めなければならないとはっきり定めているのは、共済事業その他福利事業のために特別に設けた基金を他の目的のために流用するとき(労働組合法第9条)と、規約に特別の定めがなく、組合を解散するとき(労働組合法第10条)についてだけです。

大会で決めるべき事項には次のようなことが挙げられます。

- 組合の合併、解散
- 組合規約の変更
- 組合の基本方針、年度計画
- 争議行為の開始、終結
- 労働協約の締結、変更
- 上部団体への加入、脱退
- 予算・決算の承認
- 資産の管理・処分
- 職業として会計監査をする人の委嘱
- 組合員の表彰

- 組合員の除名、権利停止などの制裁
- 役員を選任及び解任

#### (ウ) 議決方法

大会の定足数は、組合の事情によっていろいろ違いますが、一般に3分の2にするのがよいとされています。また、組合の民主主義は、組合員全員が直接大会に出席して、組合の意思決定のあずかることによって守られるのですから、委任や代理はできるだけ避けるようにしなければなりません。

特に労働組合法において直接無記名投票で決めなければならないとしている、役員選挙、同盟罷業(ストライキ)の開始、規約の変更については、委任や代理は絶対に認められません。

次に決議を行うときは、出席した組合員の過半数で決め、賛成、反対が同数のときは、議長が決めるとするのが普通です。

しかし、組合の合併や解散、規約の変更、争議行為の開始、組合員の除名や権利停止、上部団体への加入や脱退など、組合の将来を決定する場合や、組合員の権利、義務に重大な影響をもつ特に大切な事柄については、3分の2とか、4分の3という特別の多数の決定が必要であると定めているものも少なくありません。

なお、労働組合法は組合の解散については、規約に特別の定めのない限り、組合員又は構成団体の4分の3以上の多数(労働組合法第10条)、また、規約の変更には、単位組合では組合員総数の過半数、連合体や全国的規模をもつ労働組合では、代議員総数の過半数が、それぞれ賛成しなければならないこととなっています。(労働組合法第5条第2項

第9号)

採決の方法は、投票、起立、挙手などがありますが、要は組合員が自分の本当の考えを自由に発表できるようなものでなければなりません。

そこで、労働組合法は、役員の選挙、ストライキの開始、規約の改正については、直接無記名投票で決めなければならないとしていますが、先に挙げたような大切なことも直接無記名投票で決めるようにした方がよいのです。

## イ 執行機関

執行機関は、議決機関で決定した組合の活動方針を忠実に執行する機関です。

執行機関は、組合の役員、すなわち執行委員長（組合長）、副執行委員長（副組合長）、書記長（事務局長）、執行委員、会計（会計監査は、労働組合法上の役員ですが、これは、監査機関と呼ばれ、執行機関には属しません）によって構成されます。

そしてこれらの役員が規約の定めに従って、組合の仕事を行うのですが、役員が個々に行動したのでは円滑な執行は期待できないので、役員が集まって執行委員会を作り、その会議によって組合の活動を行っていく方法が採られています。

しかし、組合の活動分野が広くなり、また、組合の仕事が専門的になるにつれて、執行委員会の下に書記局とか、組織部、調査部、教育宣伝部、福利厚生部などの専門部とか、あるいは、交渉委員会、

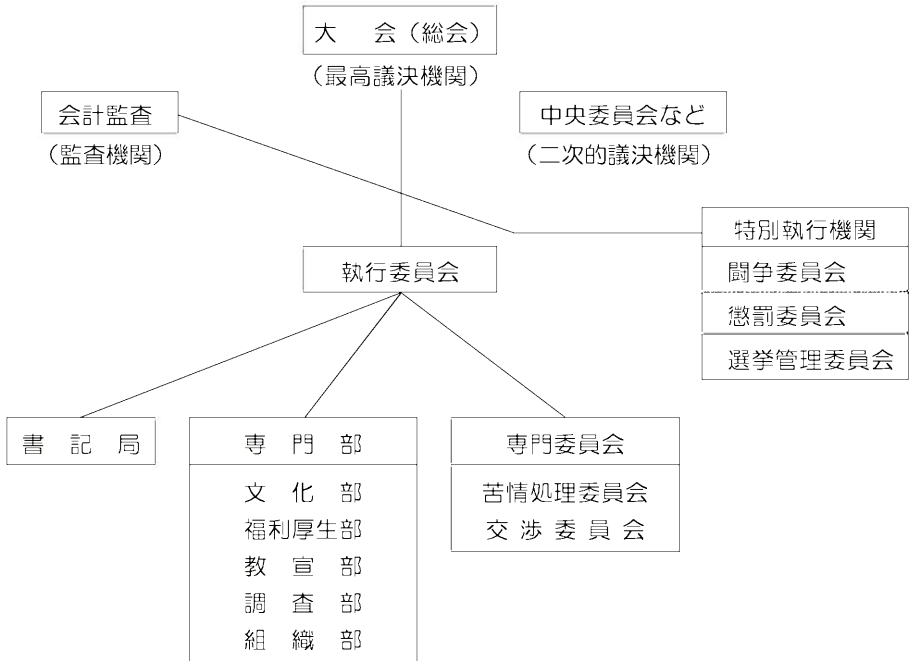
苦情処理委員会などの専門委員会、あるいは、闘争委員会、懲罰委員会、選挙管理委員会などの特別な執行機関を設ける例も見られます。

専門部の部長には執行委員がなるのが普通ですが、一般の組合員も交代でその委員となり組合活動に直接に参加することは、組合員としての自覚を高め、民主的な組合を育てていくためにも必要なことといえましょう。

## ウ 監査機関

ふつう、2人ないし3人の会計監査をおき、組合の会計が組合規約の規定どおり適正に運営されているかどうかを監査し、大会にその状況を報告します。

労働組合組織例



## 組合同規約参考例

この参考例の規約は、必ずしも理想的ではないかもしれませんが、一つのモデルを示すものとして参考にしてください。

規約は、それぞれの組合の組織形態や規模などによっておのずから異なるものですから、自分たちの組合の特徴やあるべき姿をよく考えて、身の丈にあった規約を作り上げるよう努力してください。

なお、例文中に\_\_\_\_\_（アンダーライン）のある部分は、労働組合法第5条第2項に規定される組合同規約で定めなければならない事項です。

### 組合同規約で定めなければならない事項（労働組合法第5条第2項）

- 1 組合の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 組合員は、その労働組合のすべての問題に参与する権利及び均等の取扱を受ける権利を有すること。
- 4 何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地又は身分によって組合員たる資格を奪われないこと。
- 5 組合の役員は、組合員の直接無記名投票で選挙すること。
- 6 大会（総会）は、毎年1回以上開催すること。
- 7 すべての財源とその用途、主な寄附者の氏名、それに現在の経理状況を知らせるための会計報告を毎年1回以上組合員に発表すること。その際には組合員の意思によって委嘱された「職業として、会計監査をすることのできる人」の「この会計報告は正確である」という証明書を添えなければならないこと。
- 8 同盟罷業（ストライキ）は、組合員（又は組合員の直接無記名投票で選ばれた代議員）の直接無記名投票により投票数の過半数（2分の1ではいけない）がそれに賛成しなければ開始しないこと。
- 9 組合同規約の改正には、直接無記名投票による組合員総数の過半数の賛成が必要であること。



## 【例1 <支部制を導入しない組合の例>】

### 組 合 規 約

#### 第1章 総 則

第1条 本組合は、〇〇〇〇労働組合（以下「組合」という。）という。

第2条 組合の事務所は、これを〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

第3条 組合は、組合員の労働条件の維持改善及び経済的・社会的地位の向上をはかることを目的とする。

第4条 組合は、〇〇〇〇株式会社の従業員をもって組織する。ただし、次の各号に該当する者を除く。

- (1) 会社役員
- (2) 部長、工場長、労務課長、秘書
- (3) 部課長会議に出席する者
- (4) その他使用者の利益を代表する者

第5条 組合は、第3条の目的を実現するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 労働条件の維持改善に関する事項
- (2) 労働協約の締結及び改定に関する事項
- (3) 組合員の福利共済に関する事項
- (4) 調査統計その他資料収集に関する事項
- (5) 組合員の文化教育及び健康増進に関する事項
- (6) 同一目的を有する他の団体との連絡連携に関する事項
- (7) その他組合が目的を達成するうえにおいて必要な事項

#### 第2章 組合員の権利及び義務

第6条 組合員は、この規約において平等に次の各号に掲げる権利を有する。

- (1) この規約に基づき、組合のすべての問題に参与し均等の取扱いを受ける権利。
- (2) 組合のすべての問題に意見を述べ、議決に参加する権利。
- (3) 組合役員に選挙されること及び役員を選挙する権利。
- (4) 組合の会計に関する書類の閲覧を求める権利。
- (5) 正当な査問手続きを経ずには制裁を受けない権利。

第7条 組合員は、この規約において平等に次の各号に掲げる義務を負う。

- (1) 規約および大会の決議に服する義務。
- (2) 組合費を納める義務。

- (3) 組合の機密事項を外部に漏らさない義務。
- (4) 組合員間において暴力又は脅迫により、言論、行動の抑圧をしない義務。
- (5) 大会及び組合行事には、正当な理由なくして欠席しない義務。

第8条 何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地又は身分によって組合員たる資格を否認されることはない。

第9条 組合に加入する者は、第4条に定める者で、組合の規約に賛同した者でなければならない。

第10条 組合費は、基本給月額のお〇〇%とし、毎月末までに納入しなければならない。

- 2 必要があるときは、大会の決議を経て臨時に組合費を徴収することができる。
- 3 納入した組合費は、いかなる場合にも返還しない。

### 第3章 役員

第11条 組合に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 執行委員長 1名
- (2) 副執行委員長 1名
- (3) 書記長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 執行委員 7名
- (6) 会計監査 2名

第12条 組合役員の選出については、第7章の定めるところによる。

第13条 役員の仕事は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 執行委員長は、組合を代表してその業務を統括する。
- (2) 副執行委員長は、執行委員長を補佐し、執行委員長に事故があるときはその職務を代行する。
- (3) 書記長は、執行委員長を補佐し、組合業務を執行する。
- (4) 会計は、執行委員長を補佐し、会計業務を執行する。
- (5) 執行委員は、組合業務を分担して執行する。
- (6) 会計監査は、組合の財政を監査し、その結果を大会に報告する。

第14条 組合役員は、組合の上部団体及び組合の大会で決められた団体の役員に就任することができる。ただし、この場合は、あらかじめ執行委員会の承認を得なければならない。

第15条 役員の仕事は1年とし、定期大会において改選する。ただし、再選を妨げない。

- 2 役員は、任期満了後といえども後任者の決定までは、その仕事を執行する。
- 3 補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

## 第4章 機 関

第16条 組合の機関は、大会と執行委員会とし、執行委員長が招集する。

## 第5章 大 会

第17条 大会は、定期大会と臨時大会とする。

2 大会は、組合の議決機関とし、組合員全員で構成する。

第18条 定期大会は年1回、〇月に開催する。

2 次の各号に掲げる事項は、大会に付議しなければならない。

- (1) 予算及び決算の承認
- (2) 組合活動の基本方針及び年度計画
- (3) 組合規約の改正
- (4) 争議行為の開始及び終結
- (5) 職業的に資格のある会計監査人の委嘱
- (6) 上部団体への加入、脱退
- (7) 労働協約の締結、改正
- (8) 組合員の表彰及び制裁
- (9) 組合の合併及び解散
- (10) 役員を選任及び解任
- (11) 資産の管理及び処分
- (12) その他組合の重要事項

第19条 臨時大会は、組合の重要事項に関し必要と認められる場合であつて執行委員会の決議又は組合員の3分の1以上の要求があつたとき執行委員長が招集する。

第20条 大会は、構成員の3分の2以上の出席をもつて成立し、出席者の過半数の同意をもつて議決する。

2 可否同数のときは、議長がこれを決する。

第21条 組合員の直接無記名投票を必要とする場合は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規約の改正
- (2) 争議行為の開始
- (3) 組合の解散

第22条 規約の改正及び争議行為の開始の場合には組合員総数の過半数、組合の解散の場合には組合員総数の4分の3以上の同意を必要とする。

第23条 大会議長及び副議長は、原則として大会出席者の中から選挙する。ただし、出席者の過半数が同意したときは、その選任を司会者に一任することができる。

2 大会の司会者は、執行委員会で選任された者がこれにあたる。

## 第6章 執行委員会

- 第24条 執行委員会は、執行委員長、副執行委員長、書記長、会計及び執行委員をもって構成し、毎月1回及び組合業務執行上必要と認める場合に執行委員長が招集する。
- 2 執行委員会は、執行委員長がこれを統括し、組合業務の執行について協議するほか、大会に付議すべき議案の作成を行うとともに、大会に対して一切の責任を負う。
  - 3 執行委員会の成立及び議決は、第20条第1項に準ずる。

## 第7章 役員選挙

第25条 役員選挙は組合員の直接無記名投票により行う。

- 2 役員選挙は、代理人及び委任を認めない。
- 3 その他の細部に関しては、選挙管理委員会を設け、その都度これを定める。

## 第8章 賞 罰

第26条 組合の向上発展に功勞のあつた者には、執行委員会の推薦に基づき大会において決定してこれを表彰する。

第27条 組合員が組合の規約に違反し、統制を乱し、名誉もしくは利益を毀損したときは、懲罰委員会に付し、大会の決議を経て、次の各号に掲げる懲罰処分を行う。ただし、大会において弁明の機会を与え、また事情を聴取し、できる限り多数の意見を求めて公平に行う。

- (1) 戒 告
- (2) 権利停止
- (3) 除 名

第28条 前条の懲罰処分は、本人の不在中あるいは正当な査問手続を経ないで行われることはない。

## 第9章 懲罰委員会

第29条 懲罰委員会は、組合員の懲罰に関し、その基本的人権を尊重し、公明正大に行うものとする。

第30条 懲罰委員会の構成は、執行委員会においてその都度定める。

## 第10章 会 計

第31条 組合の経費は、組合費、加入金及び執行委員会の認める寄附金をもってこれにあてる。

第32条 組合の資産の管理及び処分に関しては、大会の決議により執行委員長がこれを行う。ただし、軽微な支出は、執行委員会で決定することができる。

第33条 組合の、すべての財源及び使途、主要な寄附者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告は、組合員によって委嘱された職業的に資格がある会計監査人による正確であることの証明書とともに毎年1回組合員に公表されるものとする。

第34条 組合の会計年度は、○月○日から翌年の○月○日までとする。

## 第11章 加入及び脱退

第35条 組合に加入するときは、所定の申込書にその月分の組合費と加入金○○円を添えて執行委員長に申し出るものとする。

第36条 組合を脱退するときは、あらかじめその理由を付して執行委員長に申し出るものとする。ただし、この場合債務その他の義務のあるときは、これを履行しなければならない。

第37条 組合員は、次の各号に掲げる場合にその資格を失う。

- (1) 死亡したとき
- (2) 退職したとき
- (3) 第4条ただし書きの役職、職務に就いたとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 脱退したとき

## 第12章 附 則

この規約は、○年○月○日から施行する。

## 【例2 <支部制及び代議員制を導入する組合の例>】

### 綱 領

われらは、相互扶助の精神のもと、健全で強固な団結を確立して、労働条件の維持改善、その他経済的・社会的地位の向上を図り、もって経営の民主化と産業の興隆を期す。

### 労働組合同規約

#### 第1章 総 則

第1条 この組合は、〇〇労働組合（以下単に「組合」という。）と称する。

第2条 この組合は、事務所を愛知県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇株式会社（以下単に「会社」という。）の本社内に置く。

第3条 この組合に支部を置く。

2 各支部は大会の議決によって設置され、この規約の範囲内でそれぞれの支部規約その他必要な規則を定める。

第4条 この組合は、会社の従業員で組織する。ただし、課長以上の者、人事担当及び経理担当の主任、秘書並びに守衛を除く。

2 組合員は、その所属する事業所を担当する支部に所属する。

第5条 この組合は、組合員の労働条件の維持改善、その他経済的・社会的地位の向上を図ることを主たる目的とする。

第6条 この組合は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 団体交渉を通じて労働条件の維持改善
- (2) 労働協約の締結、改定
- (3) 組合員の教養、文化の向上
- (4) 組合員及びその家族の福利厚生・共済
- (5) 同一目的を有する他団体との協力
- (6) その他この組合の目的達成に必要な事項

#### 第2章 役 員

第7条 この組合に次の役員を置く。

- (1) 執行委員長 1名
- (2) 副執行委員長 2名ないしは3名
- (3) 書記長 1名
- (4) 書記次長 1名

- (5) 執行委員 10名
- (6) 会 計 1名
- (7) 会計監査 2名
- (8) 専門部委員 若干名
- (9) 選挙管理委員 3名

第8条 執行委員長の職務は、次のとおりとする。

- (1) 組合を代表して組合業務を統括する。
- (2) 常に円滑な組合活動の推進を図り、各役員、専門部委員を励まし職責を遂行させる。
- (3) 大会その他の会議を招集する。ただし、専門部を除く。

第9条 副執行委員長は執行委員長を補佐して、不在又は事故ある場合は、執行委員長を代理する。

第10条 書記長は、専門部を統括し、組合事務を処理する。

第11条 書記次長は、書記長を補佐し、組合事務を処理する。

第12条 執行委員は、組合事務を分担して処理する。

第13条 会計の職務は、次のとおりとする。

- (1) 組合の会計業務を行う。
- (2) 会計報告を行う。

第14条 会計監査の職務は、次のとおりとする。

- (1) 組合の会計を監査する。
- (2) 会計について疑義がある場合は、すみやかに執行委員長に報告する。

第15条 専門部委員は、各部の必要事項を審議する。

第16条 選挙管理委員は、選挙管理委員会を構成し、選挙の運営並びに管理を行う。

### 第3章 機 関

第17条 この組合に次の機関を置く。

- (1) 大 会
- (2) 執行委員会
- (3) 専 門 部

### 第4章 大 会

第18条 大会について、次のとおり定める。

- (1) 定期大会は年1回、〇月に開催するものとし、執行委員長が招集する。
- (2) 臨時大会は、執行委員会が必要と認めたとき、また、組合員の3分の1以上の連名により、要求のあったときに開催するものとし、執行委員長が招集する。
- (3) 大会は、この組合の議決機関で、代議員と役員で構成し、代議員の3分の2以上

の出席をもって成立する。

- (4) 大会の代議員は、組合員数30人以下の支部から1名、組合員数31名以上60名までの支部から2名、それ以上は組合員数60名又は端数につき1名の割合で、組合員の直接無記名投票によって選出する。
- (5) 大会の付議事項は、次のとおりとする。
  - ア 1年間の経過報告
  - イ 1年間の会計報告とその承認
  - ウ 運動方針の決定
  - エ 年間予算の決定
  - オ 労働協約の締結、変更
  - カ 役員の選任及び解任
  - キ 専門部役員の委嘱
  - ク 組合員の表彰及び制裁
  - ケ 上部団体の加入、脱退
  - コ 支部の設置及び廃止
  - サ 組合の合併
  - シ 組合の解散
  - ス その他
- (6) 組合の解散、組合の合併、支部の設置及び廃止、上部団体の加入脱退、組合員の制裁、役員の解任、その他重要と認められる事項は、すべて代議員の直接無記名投票による3分の2以上の同意をもって決定する。ただし、組合の解散については、代議員の4分の3以上の同意をもって決定する。
- (7) 前号に掲げる以外の事項については、挙手又は起立など任意の方法による意思表示により代議員の過半数の同意をもって決定する。
- (8) 大会議長は、大会においてその都度役員を除いた全組合員の中から選出し、大会書記は、議長が指名委嘱する。
- (9) 大会議長は、大会の秩序を統制し、議事の運営にあたる。
- (10) 途中退場の場合は、議長の許可を要する。定足数を割る場合は、議長は途中退場を認めない。
- (11) 組合員は、議長の指示に従わなければならない。
- (12) 組合員は、相互に威嚇、脅迫その他悪質なヤジにより、発言の自由を圧迫してはならない。
- (13) 組合員は、大会で行った動議の提出、質問、討論及び議決について大会外において責任を問われることはない。
- (14) 大会書記は、大会議事の記録及び整理を行う。
- (15) 定期大会を開くときは、期日、時間、場所、議題を3日前までに執行委員長が組合員に発表する。
- (16) 議題討議の順序は、説明、質問、討論、採決とする。修正動議の場合も同様と



する。

(17) 動議を提出する場合は、あらかじめ議長に通告する。

## 第5章 執行委員会

第19条 執行委員会については、次のとおり定める。

- (1) 執行委員会は、正、副執行委員長、書記長、書記次長、執行委員及び会計をもって構成し、その過半数の出席をもって成立する。
- (2) 執行委員会は、この組合の執行機関であって、この規約及び大会において決定された事項の執行にあたる。
- (3) 執行委員会は、原則として月1回執行委員長が招集する。ただし、執行委員会構成員の2分の1以上又は執行委員長が必要と認めた場合は、臨時に執行委員会を開く。
- (4) 執行委員会の議事は、構成員の過半数で決定する。

## 第6章 専門部

第20条 専門部について、次のとおり定める。

- (1) 専門部は、執行委員をもって充てる部長及び専門部委員をもって構成し、各部に必要な事項を審議する。
- (2) 専門部の審議経過は、執行委員長に報告しなければならない。
- (3) 執行委員会のもとに次の専門部を置く。

- ア 組織部
- イ 教育宣伝部
- ウ 調査部
- エ 厚生部

## 第7章 争議行為

第21条 争議行為の開始は、組合員の直接無記名投票による組合員総数の過半数の同意を得なければならない。

## 第8章 選挙

第22条 すべて役員は、組合員の直接無記名投票により選出する。

第23条 役員任期は、すべて1年とし、○月○日から翌年の○月○日までとする。

2 欠員により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第24条 役員定期改選は、定期大会開催の10日前までに行う。

第25条 役員は再選を妨げない。

第26条 役員の選挙は、選挙管理委員会が管理する。

第27条 すべての選挙は、単記投票とすることを原則とする。

第28条 役員の選挙には、不在投票を認める。ただし、委任投票は、いかなる場合にも認めない。

第29条 当選者は、得票数高位者から順位選出する。

2 当落を境として同点者を生じた場合は、その同点者で決戦投票を行う。

第30条 組合員は、選挙に対し各自の自由な意思により投票する。

2 その選挙について、組合員として又は私的にも責任を問われることはない。

第31条 すべての投票の秘密は侵してはならない。

2 投票用紙は、開票結果発表後焼却する。

第32条 選挙管理委員は、執行委員会の構成員及び専門部委員を除く組合員の中から選出する。

## 第9章 会 計

第33条 この組合のすべての財源及び使途、主要な寄付者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告は、組合員に委嘱された職業的に資格がある会計監査人による正確であることの証明書とともに、毎年1回定期大会において、組合員に公表する。

第34条 この組合の資金は、次に掲げるものをもって充当する。

- (1) 組 合 費
- (2) 加 入 金
- (3) 寄 附 金
- (4) そ の 他

第35条 前条の資金のうち、剰余金を生じたときは、組合基金に入れる。

2 剰余金経理は、執行委員会の協議によって決める。

第36条 この組合の組合費は、1人月額〇円とする。加入金は〇円とする。ただし、納入した組合費及び加入金は返却しない。

第37条 組合費は、毎月納入しなければならない。ただし、臨時に必要な生じたときは、大会の承認を得て、臨時組合費を徴収することができる。

第38条 寄附金の受納は、執行委員会の承認を得て行う。

第39条 支出については、執行委員長、副執行委員長及び書記長の承認を得て行う。

## 第10章 組合員の権利及び義務

第40条 組合員は、平等に次の権利を有する。

- (1) この組合のすべての問題に参与し均等の取扱いを受ける権利。
- (2) 組合のすべての問題に意見を述べ、議決に参加する権利。

- (3) 組合役員に選挙されること及び役員を選挙する権利。
- (4) 組合の会計に関する書類の閲覧を求める権利。
- (5) 正当な査問手続きを経ずには制裁を受けない権利。

第41条 すべて組合員は、この規約のもとにおいて平等に次の義務を負う。

- (1) 組合の綱領規約を遵守し、その健全な発展に協力する義務。
- (2) 組合各機関の決議及び統制に従う義務。
- (3) 組合の所定の会議及び会合に参加し、議決に加わる義務。
- (4) 所定の職に選出されたとき、正当な理由なく就任を拒まない義務。
- (5) 組合費その他賦課金を納める義務。

第42条 何人も、いかなる場合にも、人種、宗教、性別、門地又は身分によって、組合員たる資格を奪われない。

## 第 1 1 章 加入及び脱退

第43条 この組合に加入する者は、加入金と組合費 1 か月分を添えて所定の加入申込書を執行委員長に差し出さなければならない。

第44条 組合員の資格は、組合員名簿に登録されたときから始まる。

第45条 組合員は、次の理由により組合員たる資格を失う。

- (1) 死 亡
- (2) 退 職
- (3) 組合が認めた解雇
- (4) 除 名
- (5) 脱 退
- (6) 使用者の利益代表者（第 4 条ただし書き）になったとき

## 第 1 2 章 懲 戒

第46条 この組合の組合員に、次の各号に該当する行為のあった場合は、大会の決議により除名、権利停止又は戒告に処することがある。

- (1) この組合の規約に違反したとき
- (2) 組合員たる体面を甚だしく汚したとき。
- (3) 組合の団結を乱したとき
- (4) 組合活動を妨害したとき
- (5) 組合に対して多大の損害を与えたとき

### 第13章 規約改正

第47条 規約の改正は、組合員の直接無記名投票による組合員総数の過半数の同意を得なければならない。

### 第14章 附 則

第48条 この規約は、○年○月○日から施行する。